板橋区健康危機管理対策連絡会議設置要綱

（平成１２年１月１７日区長決定）
最終改正　令和５年４月１日

（設置）

第１条　板橋区における感染症、食中毒、毒物劇物、飲料水、その他の原因による区民の生命と安全を脅かす事態（以下「健康危機」という。）の発生の未然防止及び発生時の被害拡大防止のための適切な対応を図ることを目的として、「板橋区健康危機管理対策基本指針」の規定に基づき、板橋区健康危機管理対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　連絡会議は、前条の設置目的を達成するため、次に掲げる事項について、協議又は意見交換を行う。

（１）健康危機の発生予防

（２）健康危機発生時の対応

（３）関係機関の連携、協力

（４）区民、関係機関への情報提供

（５）その他健康危機管理対策に必要な事項

（組織）

第３条　連絡会議は、区長が委嘱又は任命する委員２５名以内をもって構成する。

２ 前項の委員のうち、区長が委嘱する委員は、医療・法律関係学識経験者、医師会等関係者、食品・環境衛生関係者及び警察・消防・水道局関係者とする。

３ 第１項の委員のうち、区長が任命する委員は、副区長、健康生きがい部長、板橋区保健所長とする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２ 委員が任期途中で交代した場合の後任委員の任期は、前任委員の任期の残任期間とする。

（会長）

第５条　連絡会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２ 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

３ 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第６条　連絡会議は、会長が招集する。

（会議）

第７条　連絡会議は、半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

（委員以外の出席）

第８条　連絡会議は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（板橋区感染症ネットワーク会議の設置）

第９条　連絡会議の下に、感染症に係る専門の会議体として板橋区感染症ネットワーク会

議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。
２ ネットワーク会議は、板橋区保健所長が招集する。
３ ネットワーク会議の構成員は、区内の基幹的医療機関実務担当者（院内感染対策委員医師・看護師等）、板橋区医師会会員、板橋区保健所職員、その他必要と認められる関係機関の感染症担当者から、前項の招集の都度、板橋区保健所長が選任する。
４ ネットワーク会議の庶務は、感染症対策課において処理する。
（庶務）
第１０条　連絡会議の庶務は、生活衛生課において処理する。

付 則
１ この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。
２ 板橋区腸管出血性大腸菌Ｏ１５７対策会議設置要綱は、廃止する。
付 則
この要綱は、平成１９年９月７日から施行する。
付 則
この要綱は、平成２４年８月２９日から施行する。
付 則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。